

学校給食申込書及び口座振替納付依頼書の提出についてのお願い

1 学校給食費の公会計化について

川崎市では、**本年4月**から、学校給食費を市の予算に計上し管理する「**学校給食費の公会計**」制度に移行します。これに伴い、学校給食費の支払い先が、これまでの学校から川崎市へと変更になります。

2 「学校給食申込書」及び「口座振替納付依頼書」の提出について

学校給食費の公会計化に伴い、保護者の皆様には、学校給食の申込みと学校給食費の納付について確認する「**学校給食申込書**」及び「**口座振替納付依頼書**」を御提出いただく必要がございます。

つきましては、同封されている「学校給食申込書」及び「口座振替納付依頼書」に必要事項を御記入いただき、次のとおり手順をお願いいたします。

(1) 「学校給食申込書」(4枚組の書類のうち4枚目) → 学校に提出

- 切り離して必要事項を御記入いただき、学校給食申込書及び口座振替納付依頼書が入っていた封筒に入れ、封をせずに**入学式の日**に**学校に提出**してください。記入例は裏面を御覧ください。

(2) 「口座振替納付依頼書」(4枚組の書類のうち1～3枚目) → 金融機関に提出

- 複写式ですので、切り離さずに必要事項を御記入いただき、下記金融機関に直接お持ちください。金融機関における口座振替の手続きにつきましては、**本年4月5日まで**をお願いいたします。記入例は用紙の**3枚目裏面**にありますので御参照ください。なお、クラスについては記入不要です。

【取扱金融機関】

銀行	信託	信用	その他
みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・群馬・きらぼし・横浜・東日本・神奈川・静岡中央・ゆうちょ	三井住友信託 ※三菱UFJ信託はお取り扱いできません。	横浜信用金庫・川崎信用金庫・さわやか信用金庫・芝信用金庫・城南信用金庫・世田谷信用金庫	中央労働金庫・セレサ川崎農業協同組合

- 学校給食費以外の経費は、入学予定の学校が指定する金融機関の口座からの引落としとなります。学校給食費は学校指定の金融機関に限らず、御家庭の給与振込口座など日常お使いの口座も御指定いただけます。
- 一度手続を行うと、川崎市立学校(中学校・特別支援学校含む)への進学・転校の際の申込みは必要ありません。
- 口座振替にかかる手数料は川崎市が負担しますので、保護者負担はありません。

3 学校給食費について

保護者の皆様にお支払いいただく学校給食費は次のとおり予定しています(年9回)。

		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	
納期限		6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日	
対象月(月割額)		4,5月分	6月分	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2,3月分	
納付金額	幼稚園	完全給食	6,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円
		牛乳停止	4,600円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	4,600円
	小学部	完全給食	9,000円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	9,000円
		牛乳停止	7,400円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	7,400円
	中等部・高等部	完全給食	10,800円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	10,800円
		牛乳停止	9,000円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	9,000円

- 納期限が土日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日になります。
- 令和3年度の年間納付金額及び各期別の納付金額は改めて6月頃に通知します。
- 牛乳停止は、食物アレルギーや乳糖不耐症等と認められた場合に適用されます。

学校給食費の納付手続きに関するQ&A

Q1 口座振替納付依頼書を期限（4月5日）までに手続きできない場合はどうなるのか？

A1 手続きが完了していない場合、第1期（4、5月分）の給食費については口座振替ができない場合があります。その場合は、川崎市が発行する納付書により金融機関又はコンビニエンスストアで納付してください。次の納期限（7月末）に未払額を合算して口座振替をすることはできませんので、御注意ください。

Q2 食物アレルギー等により牛乳を停止する又は牛乳のみの提供を受ける場合はどのような手続きが必要か？

A2 「学校給食費区分変更届」の提出が必要となります。必要書類など詳細は学校に御相談ください。

Q3 生活保護（又は就学援助）を受給している場合は？

A3 生活保護を受給している方や就学援助の認定を受けている方は、学校給食費の負担は生じません。認定に時間がかかり、先にお支払いいただいた学校給食費については認定後に返金します。（学校給食申込書及び口座振替納付依頼書の提出は必要です。）

Q4 「口座振替納付依頼書」の「納付義務者名」と「払込（変更）開始年月」の記入方法は？

A4 「納付義務者名」は「学校給食申込書」の「学校給食費負担者（保護者等）」と同一人としてください。「口座名義人」と一致させる必要はありません。「払込（変更）開始年月」は、第1期の納期限である「2021年6月」となります。

第1号様式
学校給食申込書
(宛先) 川崎市長
令和 3 年 2 月 16 日

学校給食費負担者 (保護者等)	フリガナ	カワサキ タロウ	学校給食を 受ける者から 見た続柄	② 父
	氏名	川崎 太郎 印 <small>(印) 自署の場合は、押印を省略することも可能です。</small>		
	住所	③ 川崎市川崎区宮本町1番地 給食ビル 1001号室		
学校給食を受ける者	連絡先	電話番号	④ 090 - 1234 - 5678 <small>携帯電話など日中に連絡のとれる電話番号</small>	
	学校名	川崎市立	⑤ ○ ○ 小	学校 学年 1 年
	フリガナ	⑥ カワサキ ミライ		
	氏名	川崎 未来		

- ①学校給食費負担者(保護者等)のお名前とフリガナを御記入ください。「口座振替納付依頼書」の「納付義務者名」と同一人としてください。
- ②お子様から見た続柄(父、母、祖父、祖母等)を御記入ください。
- ③住所を御記入ください。
- ④日中連絡の取れる電話番号(携帯電話等)を御記入ください。
- ⑤お子様が入学する学校名及び学年を御記入ください。
- ⑥お子様のお名前とフリガナを御記入ください。

【問合せ先】

学校給食費の公会計化、学校給食申込書又は口座振替納付依頼書の提出に関するお問合せは、下記担当までお願いいたします。

川崎市教育委員会事務局 健康給食推進室

電話 044-200-2539

メールアドレス 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

URL <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html>

Q&A もありますので
御参照ください。

